

新旧対照条文

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第 号) 抄

(附則第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(情報の提供等) 第十二条 (略)</p> <p>2 日本側保有機関は、大韓民国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する個人情報^{の保護}に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報^{の保護}に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(情報の提供等) 第十二条 (略)</p> <p>2 日本側保有機関は、大韓民国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報^{の保護}に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十六年法律第 号) 抄

(附則第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)</p> <p>第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員(同法第二百二十四条の三、第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>	<p>(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)</p> <p>第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員(同法第二百五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。</p>